

津山文化センター耐震補強及び大規模改修事業
公募型プロポーザルに係る質問回答書

No.	書類名	頁	様式番号	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	要求水準書	16		2	(2)	ア (イ)	f. 共用エリア 1階ホワイエ・通路 2階ホワイエ・通路 3階ホワイエ・通路 トイレ	備品等および什器等と記載があり、今回「等」が朱記となっておりますが、当該リストのご提供をお願いいたします。	1階ホワイエ・通路については、ホワイエがラウンジとして機能するためのソファ、チケットカウンターを必須とし、その他については応募者提案とします。
2	要求水準書	18		2	(2)	(ウ)	a 既存建物の耐震安全性	必要に応じてそれらに関する評価書の取得を行うこと。とありますが、評価の必要性の判断は市で行われますか。その場合、どの分野で必要かご教示ください。	既存建築物の構造計算を時刻歴応答解析により行う場合は、評価書の取得(大臣認定も含む)が必要です。その他の構造計算で耐震診断・設計をする場合は、評価書の取得は不要です。基本設計説明書に示す時刻歴応答解析による補強計画を基本としますが、やむを得ず他の構造検討を行う場合は、基本方針の「意匠の継承」に基づいて、外観や内部のデザインを継承しつつ、補強計画を立ててください。実施設計の構造設計に応じて、確認済証(計画通知)を取得してください。
3	要求水準書	18		2	(2)	(ウ)	a 既存建物の耐震安全性	耐震診断の評価は取得されておりますでしょうか。取得されている場合、評価書の開示及び閲覧は可能でしょうか。また、評価機関名をご教示ください。	評価書は取得していません。希望者に津山市教育委員会文化課で耐震診断のデータを提供しています。
4	基本設計説明書	2-3		(2)			法令についての整理 補足技術的基準	防火区画に係る政令(第112条第9項)〇(堅穴区画)について、全館避難安全検証法により設置する設備が減免されると思われませんが、発生する費用については、精算協議対象と考えて宜しいでしょうか。ご教示ください。	全館避難安全検証法により減免されると考えますが、法的に必要と判断された場合は協議の対象とします。また、実施設計の積算については、各種積算基準により積算することとします。単価についても公表単価などを採用し、単価根拠を明確にし、適正に工事金額を算出することとします。工事内容の協議については、上記により算出された工事金額をもとに、要求水準書を満たした上で、仕様の検討及び優先順位をつけて行うものとします。
5	基本設計説明書	2-3		(2)			法令についての整理 補足技術的基準	排煙設備(外部サツンの排煙窓)について、全館避難安全検証法により設置する設備が減免されると思われませんが、発生する費用については、精算協議対象と考えて宜しいでしょうか。ご教示ください。	No.4回答のとおりです。

No.	書類名	頁	様式番号	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
6	基本設計説明書	4-1					耐震改修計画	現在、耐震改修計画を行われていますが、同じ手法で補強設計を行い、補強量が増加した場合、精算協議対象と考えて宜しいでしょうか。ご教示ください。	基本設計説明書に示す耐震補強計画を基本とし、補強量が増加した場合は協議の対象とします。
7	基本設計説明書	4-1					耐震改修計画	本業務内で、耐震診断の見直しを行い、補強計画を立て直しても宜しいでしょうか。また、耐震診断の手法として、時刻歴応答解析を行っていますが、一般社団法人既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準同解説書に基づき、2次診断法で見直しても宜しいでしょうか。その際、評価書は必ず取得することとします。	他の構造検討を行う事も可としますが、その場合は、No.2の回答に留意してください。
8	様式集	19～29						提案書様式12[2-④2/3]、12[2-④3/3]、12[2-⑤]の右下に提案者グループ名記入欄があり、その他の書式に記入欄がないものがありますが、今回公募の書式通りで宜しいでしょうか。ご教示ください。	公募の書式通りです。